

A 市長室からお答えします

駐輪場の放置自転車の撤去

Q JR成田駅西口側の無料駐輪場には放置自転車が多いため駐輪スペースが少なくなり、利用したいときに駐輪できないことがあります。みんなが利用できるように放置自転車を撤去してもらえますか。

A 市では、随時、JR成田駅周辺の市営無料駐輪場の巡回を行っています。また、駐輪されている自転車の調査を行い、その結果、長期にわたって放置されていると判断した自転車については撤去しています。さらに対策として、放置自転車を撤去・処分する旨の看板を設置しているほか、広報なりに注意喚起の記事を掲載するなどの啓発活動を行っています。

今後も、駐輪場の巡回を行うとともに、利用者のモラル向上につながる啓発活動に努めます。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



消費生活相談Q&A

**コインパーキング
駐車料金のトラブルに注意**

Q 「1日最大700円」と表示されているコインパーキングに3日間駐車しました。料金は2,100円だと思っていたら、1万円以上請求されました。出庫するために仕方なく支払いましたが、納得がいきません。返金してもらえますでしょうか。

A コインパーキングの看板には「1日最大〇〇円」という表示とともに「1日限り」と書かれている場合がほとんどです。この場合、駐車後24時間または午前0時を過ぎると1日経過したと見なされ、それ以降は一定時間ごとに料金が加算されるシステムとなっています。駐車した場合は利用条件に合意したと見なされるため、返金の交渉は困難です。

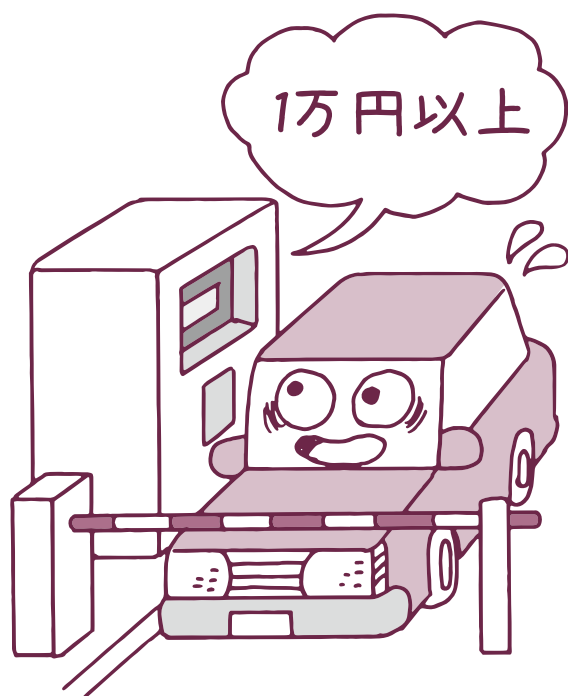
コインパーキングの入り口には詳細な利用条件が表示されています。駐車するときは、次の点に注意して表示内容を事前に確認するようにしましょう。

- 「1日最大〇〇円」という表記の場合、最大料金が適用される時間の範囲
- 平日と休日の最大料金の違い
- 昼間と夜間で最大料金が変化する場合は料金と切り替わる時間

また、年末年始やゴールデンウィークには、最大料金が適用

されない場合があるので注意してください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

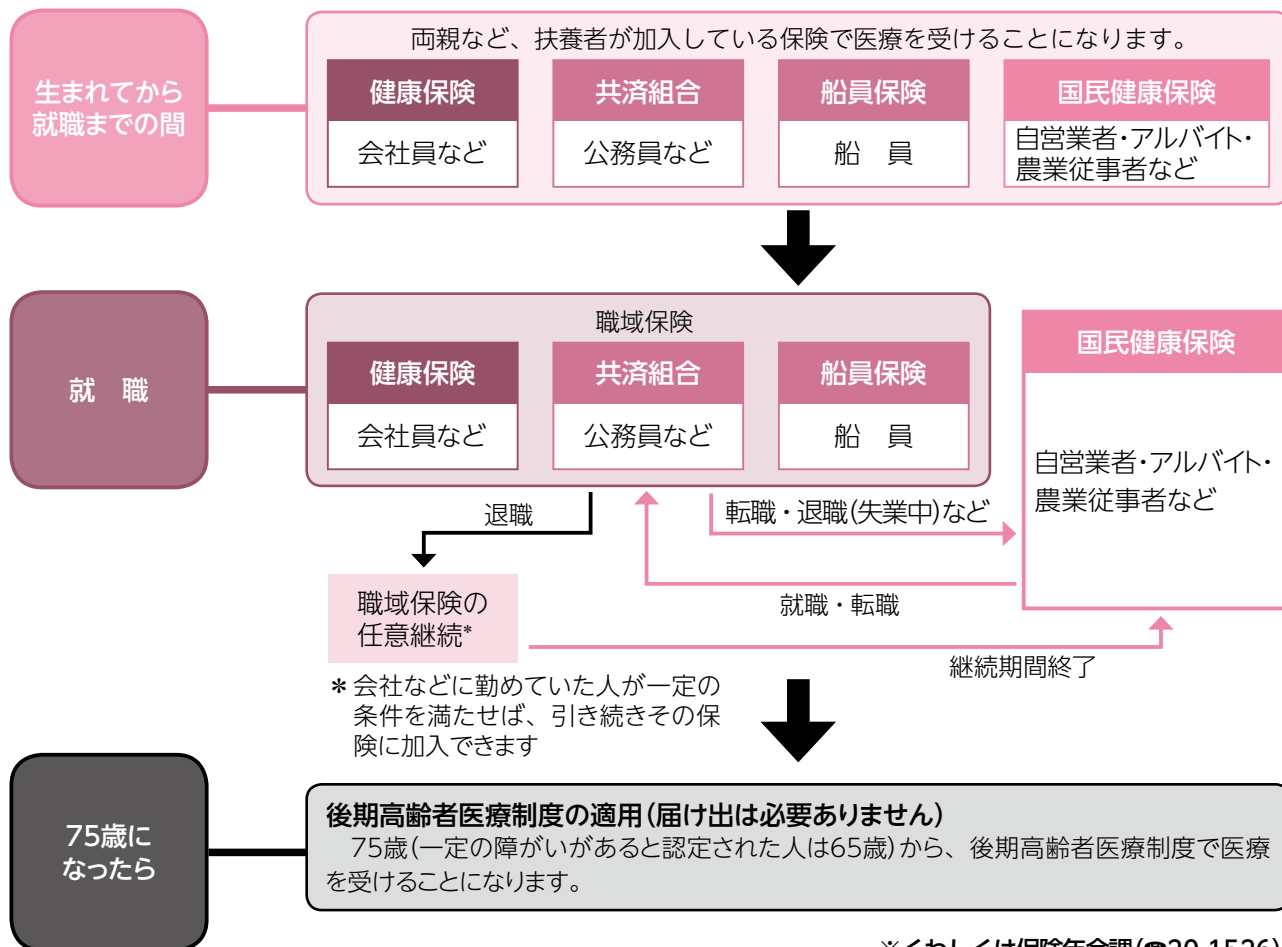


11月は国保月間

あなたはどの医療保険に入っていますか

日本の医療制度では、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、全ての人がいずれかの医療保険に加入することになっています(国民皆保険)。転職や退職などで

医療保険に入っていない人は、すぐに保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所へ届け出をしてください。



国民年金の保険料控除証明書

年末調整や 確定申告をするときに必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられています。

生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(はがき)が、日本年金機構から11月上旬に送付されます。年末調整

または確定申告の手続きでは、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

日本年金機構では、控除証明書に関する問い合わせ先として「ねんきん加入者ダイヤル」を開設します。

期間=3月16日(月)までの月~金曜日、第2土曜日(祝日、12月28日~1月5日を除く)

時間=午前8時30分~午後7時(第2土曜日は午前9時30分~午後4時)

電話番号=0570-003-004、IP電話などは03-6630-2525

※くわしくは同ダイヤルへ。